

金沢市バレーボール協会公認審判規定

(目 的)

第1条 バレーボール競技における審判員の判定に、適正と統一を期するため、審判員を公認し、本委員会に登録する。協会の主催または後援する各種大会、その他の試合の審判は、原則として本委員会の公認審判員がその任にあたる。

(認定の方法)

第2条 協会公認審判員は、本委員会の主催する審判講習会を受講し、一定のテストに合格し本委員会が認めたものを会長が委嘱する。また協会審判員の中から理事会の承認を得て、県バレーボール協会公認審判員に推薦する。

(任 期)

第3条 公認審判員の任期は2年とする。

(審判員の義務)

第4条 審判員は、本委員会より審判の依頼を受けた場合は、特別な理由がある場合を除いて、その任にあたる義務を持つものである。審判員は、公正無私であって適格な判定と円滑な試合の運行に努め、常に体験を積み競技規則を研究し、競技者に信頼されるような人格の持ち主と成るよう努めること。

(審判記録)

第5条 審判員は、協会が主催する公式試合に自己の担当した審判記録を保有し、毎年3月31日までに審判長宛にその記録を報告しなければならない。

(解 任)

第6条 審判員に次の事由が生じたときは、解任する。

- 1 自己の理由で辞任を申し出たとき。
- 2 任期が満了したとき。
- 3 その他不相当と認められる事由が生じたとき。

(規定の変更)

第7条 本規定は、理事会の承認を必要とする。

(その他)

- 1) 細則については、必要に応じ別に定める。
- 2) この規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 3) この規定は、昭和61年4月1日から改定する。
- 4) この規定は、平成19年4月1日から改定する。